

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年9月12日（平成29年（行情）諮問第367号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行情）答申第387号）

事件名：東京労働局の特定職員に係る特定年月の人事異動が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「東京労働局労働基準部監督課開示担当特定職員に係る、平成29年3月及び4月の人事異動（監督課に係る分）の行政文書。（特定職員の前任者の異動先がわかるものを含む。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月6日付け東労発総開第29-64号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とした部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

通知書の不開示とした理由は、「請求人の請求に該当する文書が存在しないため」とある。

一般的な行政機関では、職員名簿を作成している。処分庁は「該当する文書が存在しないため」と、文書を特定する努力をせず、請求の文言のみで不開示決定処分を行っている。

他の行政機関では、努めて請求者の意に沿うよう、意見を聞き、文書特定の努力をして対応している。それでも、「該当する文書」が存在しなければ、開示請求の取下げを請求者に求める事を行っており、処分庁は怠慢である。

よって、不開示決定処分は不当であり、開示請求に係る不開示部分の開示を求める。

##### （2）意見書

ア 理由説明書の3理由（2）では「特定職員に対する異動の発令は行

われておらず，」とあるが，新担当から異動になった旨の報告があり，事実を隠ぺいしている。

イ 同「処分庁に対し，改めて倉庫等の探索を指示し，本件対象文書を保有していないことを再度確認している。」とあるが，いつ，だれが指示し，だれがどのように再度確認したのか記載がない。

ウ 同「処分庁の判断は妥当である。」とあるが，現に担当が代わっているのは事実であり，異動に関わる行政文書を作成せず，担当が代わるものなのか，処分庁の事務に疑問を呈し，妥当性はまったくないものである。

エ 理由説明書の3理由(3)では「本件結論に影響を及ぼすものとは認められない」とあるが，「同一視することは困難である」と述べ，理由がまったくない為，影響を及ぼすものである。

オ よって，諮問庁の理由説明書は妥当性をまったく欠き，審査請求人の開示請求にかかる開示をすべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者(以下，第3において「請求者」という。)は，平成29年5月10日付けで，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，「東京労働局労働基準部監督課開示担当特定職員に係る，平成29年3月及び4月の人事異動(監督課に係る部分)の行政文書。(特定職員の前任者の異動先がわかるものを含む。)」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が平成29年6月6日付け東労発総開第29-64号により，不開示決定(原処分)を行ったところ，請求者は，これを不服として，同年6月21日付け(同月23日受付)で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，法9条2項の規定により，不開示とした原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は，「東京労働局労働基準部監督課開示担当特定職員に係る，平成29年3月及び4月の人事異動(監督課に係る部分)の行政文書。(特定職員の前任者の異動先がわかるものを含む。)」である。

##### (2) 本件対象文書の保有について

本件対象文書については，平成29年3月及び4月並びに近接する時期において，特定職員に対する異動の発令は行われておらず，また，同時期において，特定職員の事務分掌を変更するような異動の発令を伴わ

ない配置換え等についてもなかったことから、処分庁において本件対象文書を作成・取得しておらず、保有していないとした原処分の判断について、何ら不自然・不合理な点はない。

なお、本件審査請求を受け、処分庁に対し、改めて倉庫等の探索を指示し、本件対象文書を保有していないことを再度確認している。

したがって、上記（１）で特定した本件対象文書について、作成・取得しておらず、これを保有していないため、法９条２項の規定に基づき不開示決定を行った処分庁の判断は妥当である。

#### （３）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において「職員名簿」と題する行政文書を作成している可能性を指摘するが、開示請求書において審査請求人が請求している行政文書とこれを同一視することは困難であり、かつ、その関係性についても不明であって、本件結論に影響を及ぼすものとは認められない。

#### ４ 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成２９年９月１２日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年１０月１７日   | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年１１月９日    | 審議            |
| ⑤ | 同年１２月１２日   | 審議            |

#### 第５ 審査会の判断の理由

##### １ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めるものと解される。

これに対して、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### ２ 本件対象文書の保有の有無について

（１）諮問庁は、理由説明書（上記第３の３（２））において、以下のとおり説明する。

平成２９年３月及び４月並びに近接する時期において、特定職員に対する異動の発令は行われておらず、また、同時期において、特定職員の事務分掌を変更するような異動の発令を伴わない配置換え等についても

なかったことから、処分庁において本件対象文書を作成・取得しておらず、保有していないとした原処分の判断について、何ら不自然・不合理な点はない。

なお、本件審査請求を受け、処分庁に対し、改めて倉庫等の探索を指示し、本件対象文書を保有していないことを再度確認している。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、特定職員及び東京労働局における人事異動の状況について確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 特定職員は、平成26年4月に現職へ異動している。

イ 東京労働局においては、平成29年3月には人事異動は行われておらず、同年4月に人事異動が行われた。

そこで、諮問庁から、平成29年4月の東京労働局労働基準部監督課の人事異動に関する書類の提示を受けて確認したところ、同時期には、特定職員が異動している事実は認められなかった。

したがって、上記(1)の諮問庁の説明は首肯できることから、東京労働局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東京労働局において、本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子